

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
2020(令和2)年度採択 プロジェクト企画調査
終了報告書

科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への
包括的実践研究開発プログラム

プロジェクト企画調査

「パンデミック対策の国際比較と過去の事例研究を通じた
ELSI アーカイブ化」

Archiving the Ethical, Legal, and Social Issues in Pandemic Responses:
An International and Historical Approach

企画調査期間

2020(令和2)年9月 ～ 2021(令和3)年3月

調査代表者／Principal Investigator

児玉 聡

京都大学 大学院文学研究科 准教授

KODAMA Satoshi

Associate Professor, Department of Ethics,
Kyoto University Graduate School of Letters

1. 企画調査の概要

■概要：

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックに対する政府の対応は、人々の生活の隅々にまで影響を及ぼし、多様な倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)を生み出している。本調査では、そのような諸課題に関して、韓国や台湾を中心とする近隣のアジア諸国、また英国および米国を中心とした欧米諸国の対応を、各種データベース等を用いた文献調査によって比較検討する。また、過去の日本の感染症対策についても調査し、COVID-19 対応の特徴や課題を明らかにする。以上の調査は、科学的助言を民主的な政策立案に組み込むための制度設計や、科学技術コミュニケーションの望ましいありようを考慮するのに必要な準備作業を提供し、さらには、公衆衛生政策において後回しにされがちな社会的弱者の問題や医療従事者に対する差別の問題等、喫緊の問題への解決策を提案することも可能にするだろう。この調査で得られた成果は、より長期的で大規模な国際共同研究に発展させることを企図している。

■参画・協力機関：

京都大学、東京大学、東北大学、大谷大学、明治学院大学、日本医師会総合政策研究機構

■キーワード：

COVID-19、公衆衛生、生命倫理学、科学技術コミュニケーション、トランスサイエンス

■Summary:

The government responses to the COVID-19 pandemic have impacted every aspect of people's lives globally, raising many ethical, legal, and social issues (ELSI). This study will examine such issues by conducting thorough literature review using databases and thereby comparing the government responses both in Asian countries such as South Korea and Taiwan and in Western countries such as the UK and the USA. Such a study will provide the foundational work for designing the institutional framework to embed scientific advice within the democratic policymaking and for improving science communication. It will also enable one to propose solutions to imminent issues that have ensued from the government measures to contain the pandemic, such as the encroachment of individual's liberty and privacy and discrimination against the healthcare providers. The achievements of this research will lay the foundation for a further international collaborative study.

■Joint R&D Organizations:

Kyoto University, The University of Tokyo, Tohoku University, Otani University, Meiji Gakuin University, Japan Medical Association Research Institute

■Key words:

COVID-19, Public Health, Bioethics, Science Communication, Trans-science

2. 企画調査の目標

本調査の目標は、COVID-19 のような新興感染症への公衆衛生上の対策が社会に対してもたらず倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)を明らかにし、それらをアーカイブすることで、今後の社会的意思決定や科学技術コミュニケーションの望ましいありようを考える際に必要不可欠なデータベースを構築すること、さらには、社会的弱者の問題やマイノリティに対する差別の問題など、喫緊の問題への解決策を与えるための基礎資料を構築することである。

以上の目標を達成するために、第一に、COVID-19 に関する日本と諸外国の対応を比較検討することで、ELSI に対する取り組みを広くアーカイブするとともに、日本の COVID-19 対応の特徴と課題を明確化する。具体的に、本調査では、日本と同じ東アジアにありこれまで迅速な対応によって COVID-19 の蔓延を防いだとされる韓国と台湾、また、欧米諸国の中でも日本と類似した島国であり強制力を伴う都市封鎖を行った英国との比較検討を中心に行う。また、ELSI や RRI に関わる重要な報告書をタイムリーに公表する科学アカデミーを擁すると同時に、連邦制のもと各州で異なる政策を実施する米国の動向も注視する。

第二に、日本における過去の感染症対策と、それに伴う ELSI についてのアーカイブを作成する。これは、一つには今回の COVID-19 への政府の対応を理解するには、歴史的な検討が欠かせないためである。また、今回の対策を過去の感染症対策と比較検討することで、その特徴や課題を明らかにすることができると考えられるためである。とりわけ、今回の COVID-19 対策に関する国内の議論においては、約 100 年前のいわゆるスペイン風邪に関する言及はしばしばなされたものの、直近の類似のパンデミックであった新型インフルエンザ対策に関する言及がほとんどなされず、過去の新興感染症の事例を踏まえた冷静な議論が出来ているとは言い難い状況である。本調査では、このような過去の感染症対策に伴う ELSI についてのアーカイブを作成することで、日本が COVID-19 の第二波、第三波や次の新興感染症に見舞われた際に、学术界や政府の政策立案者らがエビデンスに基づく合理的で実践的な対応を講じるための基礎資料を構築する。また、このようなアーカイブは、「インフォデミック」と呼ばれるフェイクニュースやデマに関する議論を整理することで、メディアの正しい情報に基づく発信の支援としても役立つと同時に、誰もが閲覧可能な Web サイトで成果をわかりやすく公開することで、一般市民の ELSI 理解の促進や研究者との対話の機会の確保にも繋がる。

そして、このような調査を通じて、COVID-19 等の感染症対策の ELSI 論点を広く社会で共有するとともに、この調査で得られた ELSI のフレームワークを基礎として、次なる国際共同研究に繋げることを目標とする。

3. 企画調査の内容と結果

3-1. 実施項目

- 項目 1：COVID-19 に対する海外諸国の対応の検討
- 項目 2：COVID-19 に対する日本の対応の検討
- 項目 3：過去の感染症対策の検討

3-2. 実施内容と結果

■項目 1：COVID-19 に対する海外諸国の対応の検討

本項目に関しては、研究代表者の児玉聡が中心となり、グループライダーの大北全俊および井上悠輔と研究協力者の横野恵の助言を得て、下記の研究を進めた。また、研究実施に当た

っては、主に研究代表者が在籍する京都大学文学部および文学研究科の学生に協力を依頼し、彼らの作業を指導する形で研究を行った。また、意見交換は日常的に slack で行い、月二度のペースで Zoom による研究進捗報告を実施した。成果はすべて、ウェブサイト(pandemic-philosophy.com)で公開した(下図)。本ウェブサイトは、研究代表者の児玉が予め作成していたサイトを、研究協力者の太田勇希がアーカイブとして使いやすいようにデザインし直したものであり、また主要な項目については英語でも記述している。



図：アーカイブ用のウェブサイト

(1) 米国と英国

- ・アメリカ科学アカデミーによるワクチンの分配に関する報告書の紹介：本報告書は、最大限の利益や平等な配慮といった倫理原則と、公正性や透明性といった手続的正義に基づいて、COVID-19 ワクチンの公平な配分についてのフレームワークを提示している。このフレームワークの下で、SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) の感染に由来する重症患者・死者数およびネガティブな社会的影響を減らすという目標と、ワクチン配分の四つの基準が設定され、ワクチンの優先順位を四つのフェーズに分けるアプローチが提案されている。また本報告書では、COVID-19 ワクチンの公平な配分を達成するために 7 つの提言が行われている。
- ・アメリカ科学アカデミーによるゲノム疫学に関する報告書の紹介：本報告書は、COVID-19 の対策の一つとして大きな注目を集めているゲノム疫学 (genomic epidemiology) に関して、技術の現状を説明したうえで、現在の感染症対策に不足している点や将来の発展的利用に必要な課題を指摘し、課題解決のための提言を行うものである。ゲノム疫学とは、ウイルスのゲノム情報を用いて感染症の感染メカニズムなどを解明する研究・学問分野を指す言葉である。感染症対策に有益な情報をもたらすためには、ゲノムに関するデータは他の臨床データや疫学的データと統合され運用される必要があり、本報告書の第 4 章では、そうした諸データの統合運用に関して記述されている。最終章では、ガバナンスという観点から、主にゲノムデータと統合される臨床データや疫学的データの公開・利用に関する国内および国際的な法的枠組みについての紹介と検討が行われている。なお、2020 年 12

月 24 日に開催された「ヒトゲノム研究倫理を考える会」ウェビナーにて、本報告書の紹介を兼ねた報告(「ウイルスゲノム解析を用いた疫学研究の倫理とガバナンス」)を見玉が行った。

- ・ 米国におけるワクチン接種の優先順位についてのレポート(英語・日本語) : 本レポートは、2020 年 12 月末時点での、COVID-19 のワクチン配分の枠組みに関する、連邦および州レベルのガイドラインの概略である。パート A では、COVID-19 のワクチン配分についてのアメリカ疾病予防管理センター (CDC) が定める倫理的原則、およびワクチン接種が優先される集団の概要を紹介している。パート B では、各州におけるワクチン配分計画の要約を行い、さらに各州のガイドラインへのリンクも示している。
- ・ 米国における医療従事者の法的免責規定についてのレポート(英語のみ・日本語準備中) : COVID-19 の緊急事態下において、医師や介護職員といった医療従事者を負担の多い訴訟から守るために、米国の州政府や連邦政府は、重大な過失や意図的な違法行為から生じたものではない医療実践に対して、法的責任の免除を規定している。本レポートでは、米国における COVID-19 による緊急事態下の医療機関・医療従事者の法的免責規定について、連邦レベルと州レベルのガイドラインに分けて概観を行っている。
- ・ 英国 NHS の PCR 検査の実際 : 研究協力者であり、英国ブリストル大学で博士課程に在学中の濱島ゆりが NHS の PCR 検査を 2020 年 9 月に 2 回受けた際の体験を記した。

(2) 韓国と台湾

- ・ 韓国の感染症法の翻訳 : 調査実施者の洪賢秀の協力により、国レベルでの COVID-19 への対応能力を強化するために 2020 年 3 月に改正された韓国の感染症法(感染症の予防及び管理に関する法律)の日本語訳を作成した。これは他では翻訳されていない貴重な資料と考えられる。なお、本法律は、2020 年 8 月と 12 月にも一部改正があったが、その部分については、現在翻訳を進めており、でき次第公開予定である。
- ・ 台湾の感染症関連法の翻訳 : 調査実施者の鍾宜錚の協力により、台湾の「感染症制御法(傳染病防治法)」および 2020 年に制定された「新型病原体による重症肺炎の予防及び支援再生特別法」の日本語訳を作成した。いずれも正式な翻訳がなされていない貴重な資料と考えられる。今後、とくに罰則などに注目し、日本の感染症関連法と比較した一覧表を作成・公開予定である。

(3) その他

- ・ 「インフォデミック」に関する概説 : WHO は COVID-19 に関連する大量の誤情報が拡散される事態を「インフォデミック」と名付け、オックスフォード英語辞典は新しく“infodemic”の項目を追加した。本概説では、誤情報が生み出され、拡散される要因について解説したうえで、こうした誤情報に対してどのような対策があるかを紹介している。
- ・ COVID-19 パンデミック下での ACP の実践と課題についての資料 : アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の話し合いは、日本をはじめ北米や欧州、アジアの一部の国や地域の政策・臨床において重視されているが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のように、死に至るまでの時間が比較的短い疾患の場合、十分に話し合いを行う時間や余裕が、患者とその家族、医療従事者の双方にない可能性が高くなるという問題が指摘されている。そこで、諸外国を中心に、COVID-19 パンデミックにおける ACP 実践にはどのような課題が指摘されているのかを学術文献から探り、論文に言及されている課題や問題、その対応策などの概要を一覧表にした。

■項目 2：COVID-19 に対する日本の対応の検討

本項目に関しては、グループリーダーの大北全俊が中心となり、児玉聡および井上悠輔の助言を得て、下記の研究を進めた。その他の点は項目 1 と同様である。

- ・コロナ感染者に対する差別・偏見を扱った新聞記事のアーカイブ・概要紹介：
 2020 年の間に日本国内で発生した COVID-19 関連の差別・偏見・誹謗中傷・風評被害などの事件、およびそれを受けてなされた対策の事例を、朝日新聞のデータベースを用いて網羅的にまとめた(右図)。COVID-19 に対する政策や忌避感情に起因した、感染者や医療従事者、来県者、特定の業種、外国人などに対する差別的な事件と、各自治体が独自に実施した人権啓発キャンペーンや教育委員会が主体となって学校で行われた人権教育などの具体的な対策とが、月別・都道府県別に記録されている。

発生月	都道府県	種別	キーワード	内容	出典
1	鹿児島	対策	中国人旅行者	県が24日付で、中国からの旅行者を差別的に扱わないよう市町村などを通じて県内の観光事業者に要請した。	朝日2020/01/31朝
1	全国	対策	政府 教育現場	末、文科省が小中・幼稚園等に偏見や人権への配慮を促す通知を送った	朝日2020/02/09朝
1	福岡	事例	中国人	31日、福岡市長が博多港への中国からのクルーズ船の寄港を当面拒否すべきと表明し、差別的対応かという質問に対しては非常事態懸え問題ないとした	朝日2020/02/01朝
2	愛知	事例	医療現場	23日、名古屋の高齢者福祉施設を中心とした集団感染で、入院患者の感染を発表した病院職員の家族に対する中傷があった	朝日2020/04/12朝
2	愛知	事例	教育現場 医療現場 ダイヤモンド・プリンセス号	21日、ダイヤモンド・プリンセス号感染者を受け入れた藤田医科大学医療センターの向かいの岡崎小の保護者説明会で、子供が学校に行きたくないという事例が報告された	朝日2020/02/27朝
2	愛知	対策	教育現場	26日までに、名古屋市教委が市立小中の生徒向けに、友達を傷つける言動をとならないよう呼びかけるメッセージを送った	朝日2020/02/27朝
2	石川	事例	教育現場	24日、一斉休校中の金沢市立野田中の保護者説明会で、塾で「野田中の生徒は遠慮してほしい」と言われたと報告があった	朝日2020/02/25朝
2	神奈川県	対策	情報公開 医療現場	17日、東健康医療局長が見て、感染した看護師の勤務先(相模原中央病院)を公表し、誤情報や差別を防ぐために適宜情報公開を要請した	朝日2020/02/18朝
2	神奈川県	事例	医療現場	18日、相模原中央病院が、職員の子供が通学・登園を拒否されたり、同院が運送業者や他院から拒絶されるなどの事態が起きていることを公表し、外来診療の早期再開を願っていた	朝日2020/02/19朝
2	神奈川県	事例	ダイヤモンド・プリンセス号 医療現場	ダイヤモンド・プリンセス号から患者を受け入れている川崎市立川崎病院の看護師が、美容院でのサービス提供を断られた	朝日2020/03/01朝
2	熊本	事例	医療現場	21日、託麻台リハビリテーション病院の看護師の感染が公表され、問い合わせの電話や職員の子供の登園拒否、配膳車の出勤停止、「熊本から出て行け」などの中傷があった	朝日2020/04/02朝 朝日2020/12/24朝
2	全国	対策	医療現場	日本災害医学会が、DMATの活動等に従事した医療従事者に対する不当な差別と偏見への抗議声明を採択した。職場でばい菌扱いされたり、子どもの登園自粛を求められたりしたという。職場の管理者から現場で活動したことに謝罪を求められた例もあった	朝日2020/03/12朝

図：コロナ感染者に対する差別・偏見を扱った新聞記事のアーカイブ(一部)

- ・地方自治体のコロナ関連条例のまとめ：
 COVID-19 の流行が市民生活に多大な影響を及ぼす中、一部の地方自治体(都道府県、市町村)は当該感染症に関する条例を制定した。このまとめでは、2020年12月末日までに特定した49件の条例の一覧をリンク付で提供している(右図)。なお、このまとめをベースにして、論文投稿を行い、すでにアクセプトされている。

地方自治体による「コロナ条例」制定の動き その1 (2020年12月時点)		
大隈康(京都大学文学部)、井上悠輔(東京大学医科学研究所)		
「新型コロナウイルス感染症」(COVID-19)の流行が市民生活に多大な影響を及ぼす中、一部の地方自治体(都道府県、市町村)は当該感染症に関する条例を制定してきた。ウェブ記事の単純検索、全国の主要紙・地方紙のデータベース(G-Search データベースサービス)、地方自治研究機構のウェブサイトに於ける情報を検討した結果、49件の条例を特定した(2020年12月末日)。これは、全体の3割弱の都道府県(12都県)、全市町村の約2%(37市町村)に当たる。条例の制定は、2020年春に緊急事態宣言が発令され、また解除された時点(5月)では7件程度であったが、その後の再度の感染拡大を経た10月までに13件、秋以降の再度感染拡大から本整理を行った時点(12月末)までに29件と、急伸している。以下、これら49件の条例を、各地方で公布日(月単位)の順に示す。		
表中の「※」は都道府県の条例であることを意味する。		
北海道(1)		
北海道伊達市	伊達市新型コロナウイルス感染症の感染者等の人権の擁護に関する条例	2020年12月
東北(6)		
青森県むつ市	むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例	2020年9月
宮城県栗原市	栗原市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例	2020年10月
福島県白河市	白河市思いやり条例	2020年10月
宮城県白石市	白石市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権擁護に関する条例	2020年12月
宮城県東松島市	東松島市新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の防止に関する条例	2020年12月
宮城県多賀城市	多賀城市新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する思いやり行動条例	2020年12月

図：地方自治体のコロナ関連条例のまとめ(4頁中1頁目)

■項目 3：過去の感染症対策の検討

本項目に関しては、グループリーダーの井上悠輔が中心となり、児玉聡および大北全俊の助言を得て、下記の研究を進めた。その他の点は項目 1 と同様である。

- ・日本の感染症を考えるための主要な法令等資料(予防編)：感染症（伝染病）の「予防」をめぐる日本国内の過去 150 年間の主な法規等、約 40 件に関するデータベース（アーカイブ）を作成し、公開した(下図)。感染症への対応が焦眉の課題であった明治期に始まり、2021 年 2 月の直近の法改正へと至るまでを網羅している。ウェブ上にて無償でアクセスできるものについてはリンクも付している。

日本の感染症対策を考えるための主要な法令等資料：予防編

2021年2月版（井上悠輔）

和暦	西暦	関連する法・行政文書等	注記	無償で利用可能なウェブコンテンツ	リンク先
明治6年	1873年	暴瀉病予防規則	ぼうしゃ病（ここでは「コレラ」を想定）	（公布に至らず）	
明治9年	1876年	天然痘予防規則		官民必携規則提要（国立国会図書館デジタルコレクション）	http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787310
明治10年	1877年	虎列刺病予防法心得	コレラ	虎列刺病予防法心得（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/904511
明治10年	1877年	避病院仮規則	警察庁		
明治12年	1879年	虎列刺病予防仮規則	コレラ	諸規則罰例全書. 第五卷（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794016
明治13年	1880年	伝染病予防規則		虎列刺検査必携（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/835147/
明治13年	1880年	伝染病予防法心得書		虎列刺検査必携（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/835147/
明治29年	1896年	台湾伝染病予防規則		憲兵要規. 第1類（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797851
明治30年	1897年	伝染病予防法	明治から平成に至るまでの土台となった法	医事法令全集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796986
明治33年	1900年	娼妓取締規則		改正現行法典（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787107
明治37年	1904年	肺結核予防に関する件		医事法令全集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796986
明治40年	1907年	癩予防に関する件	らい（ハンセン病、ハンセン氏病）	医事法令全集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796986
明治41年	1908年	宮内伝染病予防令		日本法令索引（国立国会図書館）	https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000010253
明治43年	1910年	風俗上取締を要する稼業を為す者及行政執行法第三条の患者の治療設備に関する勅令		行政警察例規集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1464191
明治45年	1912年	防疫職員官制		日本法令索引（国立国会図書館）	https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=000012222
大正2年	1913年	マラリア防遏規則	台湾総督府	伝染病法規総覧：註釈（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/935583
大正8年	1919年	結核予防法		衛生関係法令例規類集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1027498
大正8年	1919年	トラホーム予防法		衛生関係法令例規類集（国立国会図書館デジタルコレクション）	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1027498

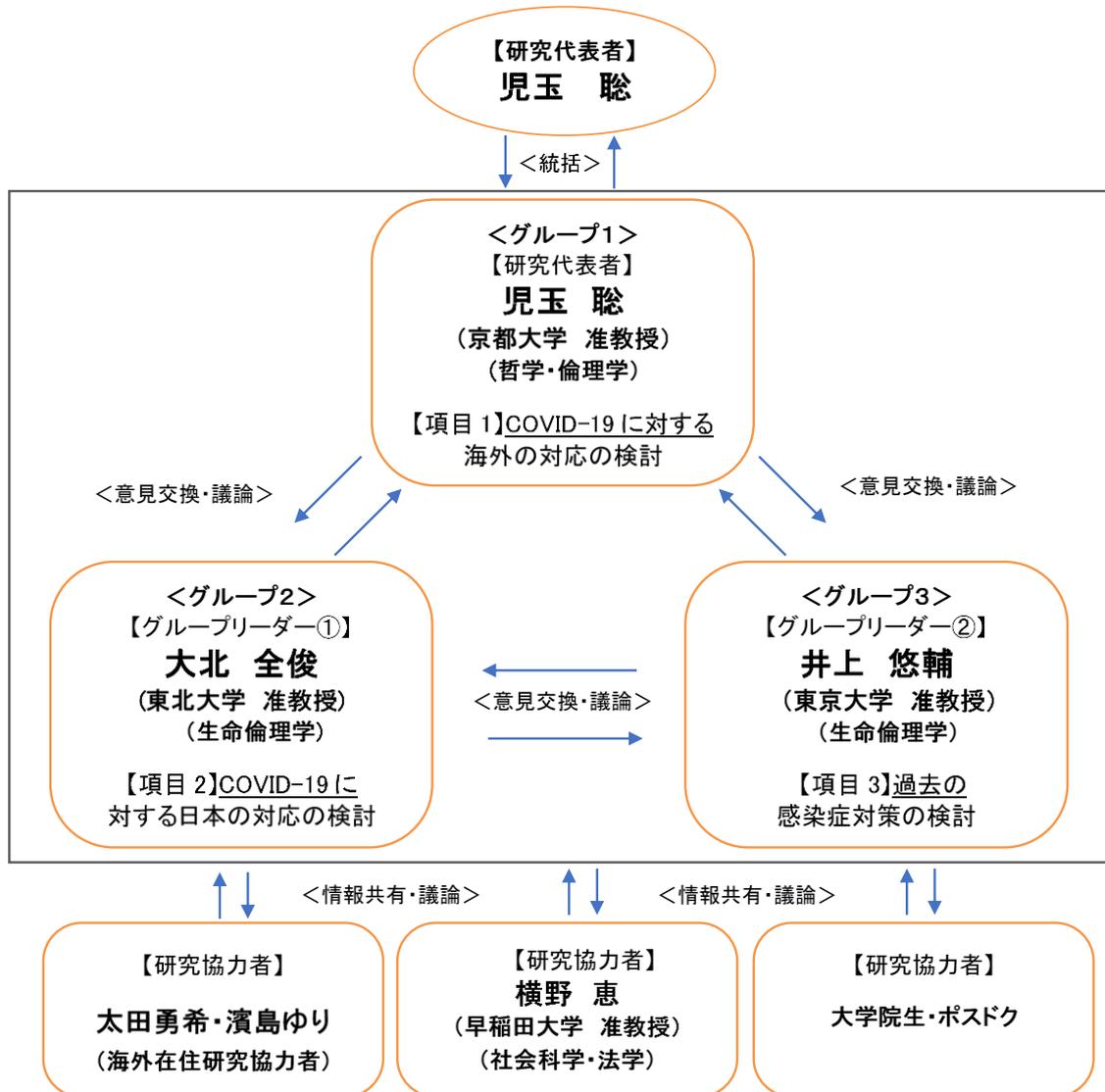
図：日本の感染症を考えるための主要な法令等資料（予防編）

- ・『入門・医療倫理 III』第 4 章「公衆衛生の歴史」の公開：COVID-19 への対応をめぐって新型インフルエンザ特措法や感染症法の改正の議論が行われたが、政府レベルでも感染症法の歴史についての認識が深まっていないと思われた。ハンセン病の隔離政策と差別の問題への反省ということだけでなく、戦前戦後の感染症対策の流れを踏まえて、今日の問題を考える必要がある。そこで、『入門・医療倫理 III：公衆衛生倫理』（勁草書房、2015 年）第 4 章「公衆衛生の歴史」では、井上悠輔が日本の公衆衛生の歴史と関連法規をコンパクトに紹介しており、類書はほとんどないため、出版社である勁草書房に働きかけて特別に公開した。
- ・シラクサ原則に関するまとめ：シラクサ原則とは、その正式な名称を「市民的及び政治的権利に関する国際規約の制限及び逸脱条項に関するシラクサ原則 The Siracusa Principles on the limitation and derogation provisions in the international covenant on civil and political rights」といい、「市民的及び政治的権利に関する国際規約 International covenant on civil and political rights：ICCPR」（1966 年国際連合総会採択、1976 年発効。以下、自由権規約）のうち「規定されている義務からの逸脱（違反）derogation」（第 4 条）や「人権制限 limitation」（第 12 条など）に関する条文解釈の原則である。序文と全 76 項目からなる。1984 年にイタリアのシラクサにて人権に関する NGO 主体の会議が開催され、自由権規約の解釈の原則として採択、その後 1985 年に第 41 会期人権委員会 Commission on Human Rights の公式文書として採用された。なお、自由権規約の逸脱・人権制限条項の解釈については他にも、自由権規約委員会 Human Rights Committee による自由権規約 4 条に関する「一般的意見 29」（2001 年）などがある。公衆衛生倫理の文脈では、WHO のウェブサイトにもまとめられた「シラクサ原則の五つの基準」（下記）がよく参照されている。原則原文はやや長文のため WHO によるまとめは原則の要点を的確にまとめたものとして有益である。また、感染症対策による人権制限について、国際人権法上の議論を総括したものとしても有益なものと考えられる。

- ・（人権の）制限は法律に従って規定され、実施される
- ・制限は一般的な利害関心の正当な目的にかなうものである
- ・制限は目的の達成のために民主的社会で厳密に必要とされるものである
- ・同じ目的を達成するためにより侵襲性や制限の程度が低い措置が利用可能であってはならない（目的を達成するためにもっとも侵襲性や制限の低い措置を選ぶ
- ・制限は科学的根拠に基づくものであり、不合理あるいは差別的な仕方など恣意的に、起草あるいは強制されるものではない

4. 企画調査実施体制

本企画調査の実施体制は下図の通りである。なお、この図に挙がっていない研究実施者として、田中美穂、三上航志、鍾宜錚、洪賢秀の四名がいる。このうち、田中は主にグループ1と2に、三上と鍾はグループ1に、洪はグループ1と3の研究実施に関与した。また、研究協力者の大学院生・ポスドク等については、詳しくは別添のファイルにある通りである。



〈実施体制図〉

5. 主な活動実績

- 1) 和文論文：児玉聡(2020)「多数派の専制生む自粛要請 公衆衛生政策の見直し必要」『朝日ジャーナリズム』 August 2020, pp. 74-81
- 2) 和文論文：大北全俊 (2021)「COVID-19—行動変容というリスク・マネジメントと責任」、浜田明範、西真如、近藤祉秋、吉田真理子 (編)、『パンデミックとともに考える—新型コロナウイルス感染症と人類学』(印刷中)
- 3) 和文論文：井上悠輔、大隈楽 (2021)「感染症流行時の市民の「責務」や差別の問題を「コロナ条例」から考える」、『公衆衛生』(印刷中)
- 4) 新聞記事：京都新聞 (2020年9月29日)朝刊 「公衆衛生と科学技術の関係」 p.23
- 5) 新聞記事：毎日新聞 (2020年12月4日)夕刊 「コロナ赤信号「第3波」の時短要請「自粛警察」再燃の恐怖 飲食店主「また中傷されるのか」」 p.1
- 6) テレビ番組等：NHK(2020年11月18日)「又吉直樹のへウレーカ！」
<https://www.nhk.jp/p/heureka/ts/17QXZG4M75/episode/te/9YQW2RZNGK/>
- 7) 口頭発表：児玉聡(2020.12.6)「COVID-19 パンデミックと生命倫理の諸問題」(日本生命倫理学会シンポジウム「パンデミックの生命倫理：COVID-19をめぐって」)『第32回日本生命倫理学会年次大会』オンライン開催
- 8) 口頭発表：大北全俊 (2020.9.5)「「公衆衛生の倫理」とは何か」、『第11回九州医学哲学・倫理学会 学術大会』オンライン開催
- 9) 口頭発表：井上悠輔、小門穂 (2020.12.5)「研究倫理審査と感染症流行の「緊急事態」：海外の主な検討を題材に」『第32回日本生命倫理学会年次大会』オンライン開催
- 10) 口頭発表：田中美穂 (2020.9.13)「パンデミック時における ACP および人工呼吸器の取り外しに関する諸外国の議論」『第32回生命・医療倫理研究会』オンライン開催